韓国における出入国管理法関連法令の改正と移住外国人の在留資格

――中国・CIS同胞と結婚移民者を中心に――

吉　川　美　華

1．はじめに

韓国では1993年に出入国管理法が全面改正された。本論文では中国・CIS同胞と結婚移民者を対象とする出入国管理法および関連法令の改正をもとに，韓国の移住外国人政策の変化の一端を考察しようというものである。

中国・CIS同胞とは大韓民国が樹立された1948年８月15日以前に中国および旧ソ連地域に居住していた朝鮮民族（当時）で，1990年以降の各国との国交樹立に伴って往来もしくは帰還が可能となった，各居住国の国籍を持つ人々のことである。また結婚移民者とは韓国人配偶者との結婚生活を目的として韓国へ移住した外国人のことである。中国・CIS同胞と結婚移民を本論文の対象とする理由は，両者がともに韓国人と「親密な」関係にあるためである。1990年代当初，中国・CIS同胞については規制の対象として，結婚移民者については当初から受容の対象としていたのにもかかわらず，20年余りを経た現在では，中国・CIS同胞に対しては規制を緩和する方向に，結婚移民者に対しては査証発給に新たな規制を設け，入国のための審査基準の厳格化が進んでいる。こうした政策の変化は中国・CIS同胞，あるいは結婚移民者が韓国に与える社会，経済的影響が大きいにも関わらず，どのような形で国家に統合していくのか，或いは排除するのか体系的な前例がないために韓国独自で制度の改正を通じて変化する社会に対応しているためである。

韓国ではかねてから教授，会話指導をはじめ特定の活動に従事する専門職外国人については国内での労働を認めてきた。また近年，先端技術従事者については「優秀人力」又は「高級人材」と名付けて政府が積極的に誘致し，特別な配慮を払っている。これに対し中国・CIS同胞や結婚移民者，また今回は触れないが移住労働者ら（本論文ではこれらを総称して移住外国人とする）は，自らの希望で入国した1993年以前には想定されていなかった長期在留外国人である。移住外国人の多くは韓国の地で就労し，収入を出身国の家族に送金しながらこの地で定住する，或いは自分自身が生活するといった，韓国内に経済的基盤を持とうとする点で共通している。

移住外国人の無計画な急増は韓国の雇用や国益に影響を与えるが，一方で人手が足りない製造業や３D（Dirty･Dangerous･Diffcult）と呼ばれる業種にとっては不可欠な存在である。また，韓国人の配偶者，次世代育成の担い手としての期待もある。そのため，政府は偽装結婚や偽装旅券による入国，就労が許されない査証での不法就労や，在留期限を過ぎて在留が長期化する不法在留者を取り締まりの対象とする一方で，新たな在留方法の新設や在留資格変更などを通して彼らを受容するという他国に前例がない政策を展開しているのである。

移住外国人政策で注目されるのは2006年４月に結婚移民者を社会統合対象として位置付ける政策を発表したことである。同５月には外国人

政策基本方針を発表し，2007年の雇用許可制の一元化や訪問就業制の新設，在韓外国人処遇基本法施行，2008年に入り多文化家族支援法の施行へと進んできた。さらに近年，移住者の人口比率が３％を超え，５年後にベビーブーマー世代の一斉退職による労働人口の減少が見込まれる中，さらなる制度改正が進められている。

本論文ではこうした社会的な背景のなかで展開される中国・CIS 同胞と結婚移民者に対する新たな統合政策の様相を明らかにしようというものである。

２．本論文の方法と移住外国人をとりまく現況

２－１　方法と対象：先行研究の流れから

本論文では中国・CIS 同胞と結婚移民者を対象とし，出入国管理法の在留資格付与手続き規定に焦点をあて，出入国管理上の変化から韓国政府の移住外国人政策，強いては社会統合政策の手順と変遷を辿るという方法をとる。

出入国管理法は，その名のとおり外国人在留者の出入国および在留をコントロールする制度である。出入国管理法上の在留資格は出入国管理法施行令第12条に規定されている。出入国管理法施行令が1993年４月１日の施行から2015年８月４日の改正までの間，些細なものを含め58回にわたり改正され，そのうちの第12条の規定する在留資格内容が27回改正されている。これに併せて出入国管理法施行規則も改正され，在留資格申請窓口での移住外国人の手続き方法が連動して改正される。本論文で在留資格の改編に注目する理由は，付与された資格要件の変化を辿ることで，韓国政府が移住外国人に何を期待しているのかがわかるからである。

また，あえて中国・CIS 同胞と結婚移民者を対象とするのも理由がある。

韓国の外国人を対象とした研究は法制度以外でも社会学・文学・歴史的な視角から対象者自体を，また社会学的には韓国社会の対象者に対する認識の変化にも関心が向けられてきた。一方で移住者の受容をめぐる制度史的研究は入国管理，移住外国人労働力活用，社会統合という三つの時系列の段階で捉えられてきた［이혜경 2008：106］。これらの時系列的な変化は偶然にも連動している

1990年代中盤までの移住者受容初期においては，その処遇を国籍で区別していた［鄭印燮 1990：203］。そのため出入国管理下で移住外国人の不法滞在や不法就労を取り締まる場合には中国・CIS 同胞も外国籍者として扱われてきた［설동훈 1992，김혜진 1992］。中国・CIS 同胞を含む移住労働者が急速に増加すると，今度は移住外国人労働力が社会に与える経済的影響について徐々に関心が向き始めた［이혜경 1994，김진수 1994，조병철 1997］。

ところが1996年の在外同胞財団法第２条２で，制度の対象を「国籍に関わらず韓民族の血統で外国に居住，生活するもの」と規定したことで，在外同胞の枠ぐみに外国籍者が含まれることとなった。しかしながら1999年の在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第２条で適用対象規定に過去国籍主義を採用し「大韓民国の国籍を保有していた者またはその直系卑属で外国籍を取得した者のうち大統領令の定める者」と定めため，中国・CIS 同胞はここから除外された。この背景には韓民族の血統であるので中国・CIS 同胞を除外するために過去国籍主義を採用したという経緯がある［吉川美華 2015：55-56］。逆説的ではあるが韓国政府は中国・CIS 同胞を自分たちとは「親密」なはずの同じ韓民族の血統であると認識していることがここに表われているのである。

一方で結婚移民者については，2007年の在韓外国人処遇基本法の第２条で，結婚移民者を他の外国人と別途「大韓民国国民と婚姻したことがあるか，婚姻関係にある在韓外国人」と規定し，2008年に制定された多文化家族支援法では韓国籍配偶者と婚姻関係がある場合には，韓国内で外国人でも「別格」の保護や支援の対象となった。こうした待遇は結婚移民者が韓国人の配偶者であり，韓国人の子の母であるという，

韓国人と「親密性」が作用した結果であるといえよう。

こうした一連の制度整備に伴い，中国・CIS 同胞は在外同胞のカテゴリーから，結婚移民者は外国人のカテゴリーからそれぞれ分離されそれぞれ特殊な同胞である外国人，特殊な外国人である結婚移民者となった。特殊な外国人は高級外国人と呼ばれる優遇される在留資格を持つ者も存在する。しかし中国・CIS 同胞と結婚移民者は共に外国人である一方で，中国・CIS 同胞は同じ民族として，結婚移民者は家族として共に韓国人に親密な外国人という点で共通するのである。それゆえに，政府が待遇に苦悩する存在でもある。これが本論文で中国 ·CIS 同胞と結婚移民者を取り上げる理由である。

韓国にとって中国・CIS 同胞は，それまでほとんどその実情を知ることのできなかった共産主義国に長らく暮らす未知の同胞で1990年代に突然に「現れた」存在であった。直接の接点がなかった中国・CIS 同胞を理解するための独自の研究は，当初彼らがその地へ渡った歴史や文学作品等を通して行われており(1)，それ以外は限られた海外メディアを通じた情報に依存する状況であった。国交樹立以降，韓国内への訪問者が増えると今度は OECD 加盟国の在外同胞や韓国人と異なる民族意識やアイデンティティの違いが論じられ，そうした違いが韓国内で OECD 加盟国の在外同胞とは異なった待遇を受ける合理的な理由となってきた［윤황，김해란 2011］。これらの認識は近年急速に変化し，在外同胞から切り離された移住労働者として受容するのではなく，異質性への葛藤やアイデンティティの問題をむしろ新たな文化を創造する突破口として認めていくという立場［김면 2014，이정은 2012］，あるいは中国国籍を持ちつつも韓民族の一員であるという特性を，肯定的に捉えることが韓国社会の使命であるとする見解［서정경 2014］が登場している。つまり，包摂すべき相手として認識の変化が起きているのである。

一方結婚移民者についても年月の経過とともに期待される役割が増えていく。

結婚移民の受容初期に配偶者主たる対象が中国同胞であった経緯から中国同胞と中国以外の地域からの結婚移民との比較研究がある。それによると韓国語に精通していた中国同胞は家族内での性役割分担をめぐる葛藤を強いられ，その他の地域からの結婚移民者はそれに加えて言語文化への適応が求められていることが指摘されている［김연수 2013，이호경 2010］。こうした言語文化に対する結婚移民者への要求の目的には夫婦の意思疎通が結婚生活で最優先されるという前提があるためであり，［이유미 2012］，徐々に出産や子女教育の担い手としての素養が求められ［정성미 2010］，さらに近年では家計を支える役割負担も付加されつつあることが指摘されている［조성호 2015，전경미・장영신 2013，이해응 2014：16-18］(2)。

このような社会での排除や認識変化，家庭や社会での役割の期待は変化が，外国人をコントロールする出入国管理の変化にどのように現れているのかを見ることで，はたして，社会認識と制度というものが連動して変化しているのか，今回対象としている，中国・CIS 同胞と結婚移民者が，韓国人と外国人との間でどのような，関係上の変化にさらされており，いかに包摂あるいは排除されてきたのかについての因果関係を長期的な視角で明らかにすることが本論文のねらいである。

２－２　移住外国人を取り巻く制度の概況

２－２－１　1993年以前の出入国管理法と移民法

韓国では1948年８月15日の建国後まもなく国籍法が制定され，２年後の1950年に外国人の入国・出国と登録に関する法律が施行された。この法律は韓国に入国する外国人の出入国の要件を規定したもので，一義的には外国人の入国を規制することを目的としていた。韓国人の出入国のため初めて施行された制度は1962年に制定

された海外移住法である。この制度を適用し人口余剰の解消と借款の引き換えを目的にドイツに看護師と鉱夫を派遣したことが韓国における政府主導の移民送出の最初である。1963年に出入国管理法が制定され，外国人と在外国民を含む韓国人および船舶などの入国について規定が一元化された。しかしながら，在外国民であっても入国の５日前に居住国の在外公館に入国の届出書を提出し旅券に証印と必要事項の記入が必要であり，在外公館は法務部長官に通報することが規定されており（出入国管理法施行令第３条），韓国民の出入国管理は極めて厳格であった。

韓国人の海外移住は1963年には営農を目的としブラジルへ，また，1965年のアメリカの移民法の改正の延長線上でベトナム戦争に協力した韓国には特に門戸が広がり，食糧事情や政情不安を背景に富裕層や高学歴層，専門職の家族がアメリカへ向かった。韓国の永住を目的とした各国への移住は1976年の４万７千名をピークに毎年約３万名を維持した。さらに1970年代中盤から1980年代の中東ブームによって多くの韓国人労働者がサウジアラビアをはじめとするインフラ建設事業に従事し，韓国の建設産業の成長と外貨獲得に貢献した。

一方で1984年に外貨獲得を目的とした観光客の誘致を目的とし入国審査の過程が緩和されたものの，1990年代初めころまでは韓国内の定住外国人は人口の約0.1％にとどまった(3)。大半は中国系の華僑と呼ばれる人々と在韓米軍であった。こうした長期在留外国人に対しては1992年に出入国管理事務所の外国人居留申告制度と各市町村での外国人登録制度の二重管理方式から，出入国管理事務所での外国人登録へと一元化が進んだ（法律4522号：1993年４月１日施行)(4)。

1993年には韓国人の海外への移住規模が２万名余りにまで減少したが，この時期に前後して外国人の受容を目的に1991年に海外投資業体研修制度が，また1993年にこの制度の対象を拡大した外国人産業研修制度が導入された。この制度の導入は国内の中小企業における労働力不足への一時的な対応が目的であったが，結果として韓国が移民送出国から移住民受容国へと変わる転換点となった。

２－２－２　1993年以降の出入国管理法の変遷

韓国では1993年以降に新たに入国し定住している外国籍者に対し，出入国管理法が定める在留資格の区別に沿って「非専門就業」「結婚移民」「在外同胞」「難民」などが新設され，外国籍者の居住目的による具体的な名称化が進んだ(5)。これに加え2008年以降は韓国籍者と外国籍者の夫婦で構成される家族に対し，「多文化家族」の「行政用語」が誕生した。

同時に外国籍者が国内で適用される法律も在留資格による細分化が進んだ。2015年８月現在において，出入国管理法施行令第12条に規定された韓国法務部が外国人の在留のために発給する資格は，表１のとおり①「外交・公務・協定」②「旅行・観光通過・行事及び会議参加」③「学業」④「就業」⑤「事業」⑥「親族訪問・家族同居・居住・同伴・在外同胞」⑦「その他」であり，全部で36の資格が存在する。このうち②を除く資格において90日以上の在留が許可される。また，表１の斜字二重下線の資格が1993年以降に新設されたものであり，斜字一重下線は1993年以前にもあったが，1993年以降に政府の外国資本誘致，情報技術流入促進を目的に大きく改編されたものである。1993年以前に韓国内で90日以上の在留が許可されていたのはＥ-１からＥ-７のような専門分野を持つ在留者による資格の範囲内での活動，また，Ｄ-１からＤ-９のような留学や文化活動など上陸許可を目的としたものであった。

韓国で一定期間暮らすための在留資格は訪問同居（Ｆ-１）と居住（Ｆ-２）であり，このうち訪問同居は当初は外国公館の家事補助者，居住の資格を持つ者の，または韓国人の配偶者やその子供などで居住の在留資格を得ることがで

きなかった者であり，居住は解放時期から韓国に暮らす華僑等定住者やその関係者に付与された資格であった。以降これらの長期在留者の増加に伴い在外同胞，永住，結婚移民の資格が新設されてきた。

これに対し，現在，韓国内で就業活動が可能な在留資格は短期就労（C-4），教授（E-1）～特定活動（E-7），非専門就業（E-9），船員就業（E-10）および訪問就業（H-2）である。特定活動とは大韓民国内の公私機関などとの契約に従って法務部長官が特別に指定する活動に従事する者に付与される資格であり，その対象は状況に応じて変更される。現在では①情報技術（以下ITとする）など先端技術分野に従事する外国人，②やむを得ない理由で無査証入国，または非就業査証を所持して入国した先端技術分野の外国の優秀な労働者のうち，ベンチャー企業等製造業のIT部門に勤務しようとする者，電子商取引及びIT関連知識を兼備し，e-businessなどIT応用産業分野に勤務しようとする者がその対象となっている。また，非専門就業，船員就業，訪問就業も韓国内の労働力状況に応じて新設されたものである。

実はこれらの在留資格は階層的に解釈されており，要件を満たせば資格の変更が可能である。中国・CIS同胞の場合は短期総合（C-3-8：2010年導入）もしくは訪問同居（F-1）→就業管理制（F-1-4：現在は廃止）→訪問就業（H-2）→居住（F-2）→在外同胞（F-4）→永住（F-5）→帰化の順で，また結婚移民の場合も，1983年の制定当時の居住（F-2）が結婚移民者（F-6）へまた→永住（F-5）か帰化かを選択することで国内での活動の自由度が高まる。従来は資格変更には多くの制約が設けられていたが，近年はこれが緩和される傾向にある。

表1　国内在留資格表

目的	在留期間	
	90日以下	91日以上
外交・公務	A-1（外交）A-2（公務）A-3（協定）	
旅行・観光通過・行事，会議等	B-1（査証免除）B-2（観光通過）C-3（短期訪問）	なし
学業	C-3（短期訪問）	D-2（留学）D-4（一般研修）
就業	C-4（短期就業）	E-1（教授）E-2（会話指導）E-3（研究）E-4（技術指導）E-5（専門職）E-6（芸術興行）E-7（特定活動） ***E-8（研修就業1998・4-2007-6）E-9（非専門就業）E-10（船員）H-1（観光業）H-2（訪問就業）***
事業	C-2（短期商用）C-3（短期訪問）	D-7（駐在）D-8（企業投資）D-9（貿易経営）
親族訪問・同居・居住	B-1（査証免除）B-2（観光通過） ***C-3（短期訪問）2010年導入***	***F-1（訪問同居）（F-1-4就業管理制現在は廃止）F-2（居住）*** F-3（同伴）***F-4（在外同胞）F-5（永住）F-6（結婚移民）***
非営利活動	C-1（一時取材）C-3（短期訪問）	D-1（文化芸術）D-3（技術研修）D-5（取材）D-6（宗教） *D-10（求職）*

３．在留資格要件の変遷と動向

３－１　新たなカテゴリーとしての「在外同胞」―中国・CIS 同胞

３－１－１　外国人としての中国同胞

1999年に在外同胞の出入国と法的地位に関する法律が制定され，出入国管理法施行令第12条の外国人の在留資格に在外同胞（Ｆ-４）が新設された。この在留資格は新設当時，外国籍者に付与される出入国管理法上の査証の中で最も自由度の高いものであり，出入国管理法施行令の第23条３項で規定した単純労務以外の就労が許容され，為替取引を除き，韓国民と同等の条件での韓国内での投資や不動産売買などを含む経済活動や金融取引などが認められた。

在外同胞の出入国と法的地位に関する法律では，その適用対象である在外同胞を第２条で規定している。第２条は制定時には「１，大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者または永住する目的で外国に居住する者（以下在外国民とする）。２，大韓民国の国籍を保有していた者，またはその直系卑属で外国国籍を取得した者のうち大統領令が定めたもの（以下外国籍同胞とする）」と規定していた。外国籍同胞を規定する「大韓民国の国籍を保有していた者」とは大韓民国が設立された1948年８月15日以降に韓国籍を有していた者を指し，制度上，過去国籍主義を採用することで中国同胞・CIS 同胞をこの法律の適用対象から除外するものであった。

こうした制度設計に対し中国同胞らから起こされた違憲訴訟では，「政府樹立以降の移住同胞（主に在米同胞，その中でも市民権を取得した在米同胞一世）と政府樹立以前の移住同胞（主に中国同胞および旧ソ連同胞）はすでに大韓民国を発ち彼らが居住している国の国籍を取得したわが同胞という点で同じであり，国外に移住した時期が大韓民国樹立以前か以降かは決定的な基準になりえない…略…，当初在外同胞法（同法の略称）の適用範囲に政府樹立以前移住同胞も包括させようとしたが除外した立法過程に照らし合わせてみると，厳密な検証を経たとは言えない(以下略)[判例集13-２，714-715][6]」との違憲判断が示された。

これを受けてまず2002年に中国・CIS 同胞に訪問同居（Ｆ-１）の資格を付与する改正がなされ（2002年11月６日），就業管理制（Ｆ-１-４）が新設された。就業管理制の対象者は40歳以上で，国内に８親等（韓国語では寸）以内の血族または４親等以内の姻戚がいるか大韓民国の戸籍に入籍されている者及びその直系卑属の外国国籍同胞としており，対象者を国内に居住する韓国人と直接に関連のある者に限定する意図がみられる。後に年齢制限が緩和され満25歳以上にその対象範囲が拡大された。

希望者は入国前に就業管理制の在留資格90日を居住国で取得し，入国後に労働部雇用安定センターで求職申請を行う。その後は韓国人労働者の雇用保護を目的とした「内国人勤労者に対する雇用機会保護の原則」[7]をもとに一か月間の応募期間を経ても韓国人の採用の無かった事業所と労働部雇用安定センターの求人求職条件に従って雇用契約を結ぶというものである［최서리 이창원2014：３］。この制度で就業が認められた業種は，飲食店，病人看護[8]，清掃業の３つで，いずれも国内では従事が忌避される業種であり，出入国管理法施行令第６条の規定どおり韓国人の雇用が最優先された。2004年には外国人勤労者の雇用などに関する法律（以下雇用許可制）が制定され，外国人の非技能労働が国内で認められたが，同時に第12条に職業管理制を編入させることで，特例雇用許可制として中国同胞が外国人勤労者と同じ雇用許可制の適用対象となった。これにより，一時的に中国同胞は外国人労働者と就労上一元的に管理されることとなった。

一方，同じ2004年には2001年に違憲判決を受けた，在外同胞の出入国と法的地位に関する法律の第２条が「大韓民国の国籍を保有していた者（大韓民国樹立前に国外に移住した同胞を含む」と改正された。しかしながら，併せて出入

国管理法上のＦ-４査証の申請の際に，「法務部長官が告示する不法在留が多く発生している国家の外国籍同胞に限り，単純労務に従事しないことを示す書類への署名」およびそれを証明する書類として年間納税証明書，所得証明書などの提出が規定された。これは先の中国同胞の就労について，外国人労働者と同じ制度下に置くことと同様に，在外同胞の出入国と法的地位に関する法律の対象外の状態を政策上維持しようというものであった。

ただし，この査証発給手順に関しても，基準と手順を委任した出入国管理法第８条第３項，出入国管理法施行令第７条第１項，在外同胞在留資格の取得要件と関連する在外同胞法第５条第２項第３号，同第４項，在外同胞法施行令第４条第４項，出入国管理法施行令第12条別表１のうち第28号の２などで具体的に範囲を定め，委任した内容を制限していることが法律留保原則に違反するとして違憲性が訴えられた。しかしながら大法院は先の違憲判決とは対照的に「一般的に労働市場で外国人勤労者の流入は代替関係にある勤労者の賃金水準を下落させるものと知られており，単純労務行為に従事しようとする外国国籍同胞の制限のない入国および在留が許容された場合には単純労務分野の失業率が上昇することが憂慮される。審判対象条項が単純労務行為など就業活動従事者とそうでない人とを異なって扱うことは合理的理由がある。就業資格在留外国人のうち，不法在留者の相当数が単純技能労働力であり，不法在留者が大量に発生する国家で非専門就業（Ｅ-９）または訪問就業（Ｈ-２）外国人の数も多い点も考慮すれば，審判対象条項が単純労務行為など就業活動従事者のうち，不法在留が多く発生している中国などこの事件告示の該当国家国民に対して一定の添付書類を提出させるようすることを恣意的差別とは言い難い。したがって審判対象条項は平等権を侵害しない」との合憲の判断を示している［判例集 26-1 하 , 64］(9)。

韓国政府が中国，CIS 同胞に対して同胞とは言いつつも，他の同胞と区別し，厳格な手続きを要求する理由は圧倒的な人数の多さとその従事する仕事の偏向性，そして不法滞在者の急増にある。

そもそも中国同胞については韓国政府が国交樹立以前の1987年から大韓赤十字社を通じて親族訪問という形で，年間1000名程度に臨時旅行証明書を発行し入国を許容してきた(10)。盧泰愚大統領が７・７宣言と呼ばれる「民族自尊と統一反映の為の特別宣言」によって南北の同胞の相互交流と海外同胞の自由に南北往来のための門戸開放などを掲げ（1988年７月７日），これに続き1991年12月13日には「南北間の和解と不可侵及び交流協力に関する合意書」が南北首相会談で採択され，1990年９月にソ連の国交正常化が，1992年８月には中国との国交が正常化され，これに伴い東側諸国との往来が本格化した。

韓国政府は国交正常化当初，韓国に住む親族による詔請を以て入国を許可していた。詔請による在留では，就労は許可されていなかったが，中国同胞らはこの方法での入国後は不法就労によってウオンを稼ぎ，在留期間を過ぎて不法滞在者となっていった。その後訪問同居在留資格に親戚訪問者が新たに追加されたのは1994年のことであり，以後は居住国の韓国出先機関で発給された正式な査証が必要となった。就労についてはこの時も一戸口内での家事労働程度を想定していたが，この査証で入国していた中国同胞の多くは食堂などで技能を必要としない業務に従事していた。

中国同胞はもともと朝鮮語（韓国語）の能力と朝鮮文化を保持しており同一民族ではあるものの，韓国への入国者が急増するにつれ韓国社会にかねてあった冷戦期の共産主義国に対する貧困のイメージや，偽装結婚や偽装旅券による不法入国や不法滞在者，不法労働者といったイメージがメディアを通じて浮上し，定着していった。

３－１－２　同胞と外国人の狭間

中国・CIS 同胞は，韓国人が忌避する３Ｄ業種の担い手として韓国経済や社会に不可欠な存在でもあり，政府は一方で一般の移住外国人労働者とは区別した優遇措置を講じている。

例えば先の2002年の就業管理制は中国・CIS 同胞だけを対象としたものであった。また非技能就労は雇用許可制に一元化されたとはいえ，特例雇用許可制として，中国・CIS 同胞のみが就労できる業種を別途規定した。さらに雇用許可制の満期が迫る中で，大量の不法滞在者の発生を回避し，中国・CIS 同胞が継続して韓国で就労できるよう，2006年４月24日から８月31日まで同胞を対象にした「同胞帰国支援政策」を実施し，2007年３月４日には訪問就業制を新設，2007年６月１日には出入国管理法も改正している。

「同胞帰国支援政策」とは不法在留の中国・CIS 同胞の自主退去を支援するものである。自主退去する同胞に対し，罰則金処分，入国規制を免除し，退去後一年以降の再入国を認め，再入国後には就業教育を履修させ，仮称「同胞雇用可能確認書（３年有効)」を受けた事業者と雇用契約を結び就労も可能であるとしたものである「出入国管理局公告2006－ 38号]。また，訪問就業の新設では，無縁故者を含む在外同胞に対し20業種（2015年現在38種）の非技能就労を可能にした。就労機会拡大を建前に一般外国人を対象とした雇用許可制には認められていないサービス業に加え，雇用許容業種を製造業や農畜産業，遠近漁業まで広げた［第256回第10次環境労働委員会会議録，2005年11月24日：45]⑾。これは先の「同胞帰国支援政策」で不法滞在者の就業状況の調査を行ったところ，食堂などのサービス業分野に相当数の中国同胞が就業しており，サービス分野の特性上，言語疎通能力の必要性を考慮したためである［유길상·이규용 2001：11]。さらに，2007年の６月１日の出入国管理法施行令の改正では非専門就業（Ｅ-９）船員就業（Ｅ-10）又は訪問就業（Ｈ-２）資格で就業活動をしているもののうち過去10年以内に法務部長官が定めた在留資格で５年以上の就業活動をした事実がある者のうち①法務部長官が定める技術・技能資格証を持つか一定金額以上の賃金を国内で受けている者⑿②法務部長官が定めた金額以上の資産を持つ者③大韓民国の民法による成年であり品行端正で大韓民国で居住するのに必要な素養を持つ者，に対して居住（Ｆ-２）の在留資格の申請が可能となった。この要件は2013年５月３日の改正で就業期間が４年に緩和された。

さて，新設された訪問就業制であるが，訪問就業（Ｈ-２）の在留資格では，５年間の数次ビザが付与される代わりに一度で３年を超える在留は認められていないが，再入国した場合は査証の満了期限まで在留が可能である。訪問就業期間満了後に外国籍同胞が在留期間内に出国した場合，出国日に満55歳未満であれば，一年が経過したのち（地方の製造業は６か月，農畜水産業は３か月）に改めて最長の期間在留可能な在留資格を得ることができる［(社）茶山経済研究院 2012：11]。いったん帰国を義務付けている理由は，当初は永住資格申請をできないようにするための措置であるとされている。こうして就業管理制（Ｆ-１-４）非専門就業（Ｅ-９-Ａ ~ Ｋ）の在留資格を持つ者が訪問就業へと在留資格を変更することが可能となった。

また，これまでとは異なり，訪問就業は，韓国語試験を経て一定の手続き後に選抜されれば韓国に無縁故の同胞でも外国人力政策委員会で決定した年間許可数の範囲で，韓国内での就業が可能となったことである。こうした無縁故同胞を積極的に受容しようという政府の意図は，2010年には韓国語試験に合格したものの推薦人員が少ないために滞留した無縁故同胞待機者数への対応策として，短期総合（Ｃ-３）に新たに同胞訪問90日（Ｃ-３-８）を導入したことなどにも表れているところである。

この制度は同胞訪問90日（Ｃ-３-８）の資格で入国後，出入国管理局で一般研修（Ｄ-４）

資格に変更し，私設教育機関（学院）で９か月の研修を受ければ訪問就業（Ｈ-２）査証に変更することが可能としたものであった。しかしながら研修教育機関の機能や査証制度変更の過程で問題が生じ，一般研修（Ｄ-４）資格は廃止された。その後の新たな規定では法務部の許可を受けた社団法人同胞教育支援団承認施設で180時間の教育（うち社会教育12時間）を受けることで訪問就業（Ｈ-２）へ変更申請が可能となった。また，これらの制度を運用する上で，政府関連の技術教育院や語学教育施設の運営や，民間の旅行関連会社などの参入によって韓国内の雇用も促進されていることも注目されている。

ただし初めて訪問就業の査証で入国した場合は過去に韓国での長期滞在経験がある人でも有料の就業教育受講の義務がある。また，求職時には必ず雇用労働部の雇用センターに申請（登録）をしなければならない。しかしながらこれらの規定も，それまでの移住外国人を対象とした雇用許可制が入国前の事業者の契約に基づいて査証が発給されるのとは異なり，入国研修後に求職申請後雇用支援センターの就業斡旋か，特例雇用可能確認書の発給を受けた事業所を自由に選んで就業することができ，届出のみで事業所変更が可能であるという点で，移住労働者とは一線を画している。

３－１－３　在外同胞への転換

さて，訪問就業制の開始以降，政府は徐々に中国・CIS 同胞の長期在留やさらに自由度が高く制定当時はその対象から除外されていた在外同胞（Ｆ-４）や永住（Ｆ-５）への道を開き始めた。

2008年から在外同胞の在留資格（Ｆ-４）が緩和され，大卒者，法人企業の代表など単純労務業種に就業する心配がない場合は他の在留資格からの変更が認められている。同時に在外同胞（Ｆ-４）資格者で韓国内に２年以上続けて在留した者のうち，生計維持能力，品行，基本的素養などを考慮し，韓国に続けて居住する必要があると法務部長官が認定した者と在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第２条２項の外国国籍同胞のうち国籍取得要件を満たした者については永住資格（Ｆ-５）への変更も許可した。

在外同胞（Ｆ-４）への変更はこの後，要件の緩和と強化を繰り返しながらも徐々に拡大している。2010年４月26日には特定産業分野就業，訪問就業同胞等に対する国内長期在留及び就業許容政策として，製造業，農畜産業，漁業，病人看護または家事補助員を同じ職場で一年以上勤続した者，製造業，農畜産業，漁業分野に６ヶ月以上勤続した者のうち，国内で関連分野技能士資格証の取得者，最近の２年間のうち年平均200日以上国外で在留した者（運び屋貿易商含む），または満63歳以上の者，と大幅に緩和した。これが2011年８月には農畜産業・漁業（養殖業含む）とソウル，仁川，京畿を除く人口20万以下の自治体で製造業の同一事業所での二年以上勤続へと要件が厳しくなった一方で，年齢制限を満60歳以上の者に引き下げた。ただし病人看護，家事補助など，証明が難しい業種については継続して対象から除外した。例外として雇用主の変更なく２年以上育児手伝いとして勤務した者と国内公認国家技術資格法取得者については2013年には資格変更対象に追加している。

2012年10月15日の施行令改正では新たに，訪問就業の在留資格で就業活動している者のうち，①法務部長官が定める技術・技能資格証を持つか，一定以上の賃金を国内で受けている者（技術・技能者資格証の種類及び賃金基準については法務部長官が関係中央行政機関の長と協議して告示），②法務部長官が定める金額以上の資産を持っている者，③大韓民国民法による成年であり品行端正で大韓民国で居住するのに必要な基本素養を備えたものといった要件を全て満たし，勤続期間や就業地域，産業分野の特性，労働力不足の状況および国民の就業選好度

などを考慮して居住（Ｆ-２）の資格を法務部長官が認定することとした。

また2015年１月21日には，法務部は在外同胞（Ｆ-４）資格の就業制限活動項目を規定した単純労務行為に該当する職業一覧（細目）から労働力不足の深刻な製造業，農水畜産業，林業分野を除外した［法務部告示第2015－29］。この法務部告示は，中国・CIS 同胞の在外同胞資格への変更が急速に進む契機となる可能性をはらんでいる。

３－２　多文化家族と結婚移民者（居住Ｆ２（2002年～就労規制緩和）→結婚移民（Ｆ６：2011年～）→永住→国籍取得へ）

３－２－１　国際結婚の概要

1990年代を境に，国際結婚という形で女性の移民者が増加の一途をたどった。ここで特徴的だったのは，国際結婚の大部分に結婚仲介業者が介入している点である。

それまでは外国人夫と韓国人妻の夫の居住国で妻と居住するという形態が主流であったが，90年以降は韓国人夫の住む韓国で外国人妻が居住する形態へと転換し，夫の属性も初期には農村の初婚男性が90年代中盤には都市の再婚男性へと変わり，女性の属性も中国同胞からベトナム，フィリピンなど東南アジアの出身女性へと広がった［이혜경 2005：78－79］。

かつて韓国での国際結婚のイメージは米軍に勤務する夫と韓国人女性，あるいは1980年代後半以降は宗教上の合同結婚式等によるカップルなどが代表的で，韓国社会では特別視される存在であった。国際結婚の夫婦から誕生した子は差別的に混血児と呼ばれてきた。ユネスコ韓国委員会や社会団体などが2000年初旬頃からこうした呼称が差別的であるとの理由から，国際結婚の夫婦やその子供を多文化家族と呼んできたが，2006年４月に政府主導で出された法案名は「混血人及び移住者支援法案」と依然と「混血」の二字を使用していた。国際結婚やその子供への認識の分岐点となったのは，米軍の父と韓国人の母との間に誕生したプロサッカー選手，ハインズ・ワード（Hines E. Ward, Jr）の訪韓に関わる2006年の報道がきっかけであった［최호림 2015：41］。

この後2008年に多文化家族基本法の制定を機に「多文化家族」が行政上の用語として誕生した事は先にも記したとおりである。同法第２条で，多文化家族は大韓民国国民と婚姻したことがあるか，婚姻関係にある在韓外国人である結婚移民者と出生によって大韓民国の国籍を取得した者によって構成された家族，または帰化によって大韓民国の国籍を取得した者と出生によって大韓民国の国籍を取得した者によって構成された家族と定義された。つまり韓国において多文化家族とは，異なった国家出身者同士の外国籍者同士で構成される家族などを含まない，韓国人と外国人による韓国内に居住する夫婦で構成される家族の概念として使用されており，「多文化」は他の文化に対する理解や尊重といった意味では使用されていない点に注意しなければならない(13)。

韓国における国際結婚率は1990年の場合1.2％（4,710件，全体結婚件数は399,312件）であり，国際結婚のうち外国人夫が86.9％（4,091件）外国人妻が13.1％（619件）であった［1991韓国統計年鑑：149］。これが1995年には国際結婚が全体結婚件数（398,494件）の3.4％（13,494件），国際結婚当事者となる外国人男女の比率は外国人夫23.2％（3,129件），外国人妻76.8％（10,375件）と逆転している［1996韓国統計年鑑：156］。2005年には国際結婚率が全体結婚件数（316,375件）の13.6％である43,121件に達し，そのうち外国人妻の割合は72.3％（31,180件），外国人夫は27.7％（11,941件）だったが［2006韓国統計年鑑：152］，この年をピークに国際結婚率は低下しはじめ，2013年の統計によれば全体結婚件数（322,807件）のうち国際結婚は8.3％，件数は26,948件（外国人妻18,307件，外国人夫7,656件）となっている［2014韓国統計年鑑：158］。

近年の韓国の国際結婚には仲介業者が介入することから顕著な傾向がある。その一つが国際結婚カップルは年齢者が大きいということであり，もう一つはもともとが農村の独身男性の結婚キャンペーンからはじまったこともあり，婚姻世帯あたりの所得が低いことである。

国際結婚の女性と男性の平均年齢は2010年の統計で初婚男性の場合36.5歳から2012年には36歳へ低年齢化しており，また女性の場合は同様に26.2歳から26.9歳へと高齢化しているため，その差は10.3歳から9.1歳へと縮まっている。これに対し韓国人同士の初婚年齢は男性の場合2010年に31.4歳から2012年に31.8歳へ，また女性の場合同様に29.2歳から29.6歳と男女とも高齢化し，年齢差はいずれも平均年位差も2.2歳である。これと比較すると，国際結婚夫婦の年齢差は極めて大きいことがわかる［이화여자대학교 젠더법학연구소 2014：21］。

所得については国際結婚夫婦による家族，いわゆる多文化家族の月平均世帯所得は2010年の統計で200－300ウォン未満が31.4% と最も多く，100－200万ウォン未満の世帯が30.9%，50－100万ウォンの世帯が7.3%，50万ウォン未満の世帯が3.7% であり，全体世帯の73.3% が月平均300万ウォン未満であった［이규용외 2011：26］。結婚移民者側も韓国での就労が目的であるケースもあり，離婚帰責事由が韓国人配偶者側にあった場合は，2011年11月以降は在留資格を担保されるという理由から，入国後のなるべく早い時期に韓国人夫による暴力などを理由に離婚するために，自ら韓国人夫に暴力を振るわせるように仕向けるなどのケースも報告されている。

３－２－２　結婚移民者を取り巻く制度①：国際結婚における仲介業者の介入

さて，韓国の国際結婚は1992年の中国との国交正常化をきっかけに，1995年から「農村独身男性結婚事業（농촌총각 장가보내기 사업）」と呼ばれる農村に住む独身男性と中国同胞との結婚を政府が積極的に奨励し支援する中で始まった。ここでの特徴は結婚の大部分に結婚仲介業者が介入していることである。これらの事業は韓国の農村は1980年代半ばの日本の農村と同様に，結婚適齢期を越えた独身男性数の増加による次世代の低出産による人口減少と，高齢化対策であり，外国人を妻にむかえ出産を通じて人口減少に対処することを目的としていた［설동훈외 2005 30-31］。中国同胞は韓国と同一の文化と言語を維持してきたという点から政策的に最初のターゲットとなった。しかしながら，結婚仲介業者の過度の参入や偽装結婚，また韓国語が話せることから入国さえすれば，働き口を見つけやすくまた家出なども容易であることなどから社会問題を招くこととなった［이혜경 2005：104-105］。時を同じくして1997年12月13日に国籍法が全面改正され，それまでの国籍取得の要件であった第３条１項の「大韓民国の国民の妻」，また，帰化要件を満たしていなくとも韓国内に連続して３年以上住所があるもので「妻が大韓民国の国民であるもの」という条文がすべて削除された。これは先の1994年の出入国管理法施行規則の改正により，親族訪問の資格新設に伴い，それまでの招請状による入国と在留の制度が廃止されたことで，特に中国同胞が正式な査証申請を回避し，国籍取得目的の偽装結婚で在留することを防止するためであった。この改正で男女にかかわらず外国人配偶者は国内に２年以上の居住と一定の要件を満たした場合に法務部長官の帰化許可を受けなければならないことが規定された（法律第5431号，1997.12.13改正理由）。ただし，2002年には永住資格が新設された。

2000年以降は結婚移民者数の各年度の首位は中国からフィリピン，ベトナム，カンボジアへと移行していくが，その理由は送出国，受入国それぞれの状況変化によるものである。例えば，2007年の訪問就業制度の新設で無縁故者中国同胞の入国と就労が可能になったことで中国同胞の結婚移民者が減少した。フィリピンでは

1990年に施行された“Anti-Mail Order Bride Law（郵便注文新婦禁止法）”の第２条で，郵便注文方式や個人的紹介方式でフィリピン女性と外国人との結婚あっせんを目的とした事業者の設立や，事業を禁止しており，2005年にこの法律に違反した韓国の業者が摘発されて以降，フィリピンで事業展開していた国際結婚仲介業者がベトナムへと活動の場を移したことが大きな原因である［新東亜2006：412］。並行して同時期，東アジア国家のケアサービス市場の拡大とベトナム農村の経済的な疲弊，韓国の低出産が交錯する中で，ベトナムにとっては儒教文化圏である台湾や韓国の生活条件の良さや，韓国においてはメディア等によるイメージの向上などが，ベトナムからの結婚移民に拍車をかけた［김명희 2015：460］。

しかしながらベトナム政府も人身売買などの防止を目的に，2006年７月，婚姻の届出を行う時に結婚当事者が共に人民委員会に出席して婚姻の真実性を審査し，共通言語テストを義務付ける内容の婚姻法改正案を施行した。これによってベトナム人女性が韓国に入国するのに要する時間が従前の１～２ヶ月から４～５ヶ月に延びると，結婚仲介業市場は隣のカンボジアへと退去移動した。2006年12月時点でカンボジアに12か所あった仲介業者は2007年に126か所と10倍以上に増加し，ベトナム女性との国際結婚件数が急減し，カンボジア女性との国際結婚が急増したことからも国際結婚における結婚仲介業者の影響が見てとれるところである。しかしカンボジアでも同様に仲介業者による国際結婚によって社会問題が発生し，特に2008年国際機構 IOM がカンボジア内で人身売買性の高い結婚仲介の実態調査報告書を発表したことで，カンボジア政府はカンボジア女性の国際結婚を暫定的に中断した［차용호·나현웅 2013：110］。

さて，結婚移民者を韓国に迎えるには多くの手順を踏まなければならない。韓国の場合，中国や東南アジアなどで配偶者を探すために，大部分は国際結婚仲介業者がこれを代行する。これらの費用は自己負担の場合もあるが，先の「農村独身男性結婚事業」を行う各自治体から支援されるケースもある。当時の費用は一人当たり500万ウォンから800万ウォンであったが[14]，2015年の場合，相手国への５泊６日の渡航費用も含めカンボジアで1300万ウォン，ウズベキスタンで2000万ウォン程度といわれている[15]。

しかしながら，営利目的の結婚仲介業者による配偶者情報の改ざんといった問題も多く，結婚後に虚偽がわかりトラブルとなるケースが多発し，2007年には韓国人夫によるベトナム人妻の殺人事件が起きた[16]。

東南アジア諸国における国際結婚に対する規制と，この事件を受け2008年６月には従来の国内の結婚相談所に加え問題が急増していた国際結婚紹介業を規制する「結婚仲介業の管理に関する法律」が制定された。そもそも韓国において結婚相談所と呼ばれる結婚仲介業は，導入当時の1973年は許可制であったが，1993年に届出制となり，1999年の規制緩和によって参入が自由化された。2008年にこの法律の制定で結婚仲介業が法律の規定条件を満たす必要のある登録制となった。

以降2010年には同法の改正によって，制度に身上情報提供などの具体的な項目が規定された。具体的には当事者の身上情報と写真の提供，通訳翻訳サービスの義務化や海外の現地業者との提携の際における書面契約の締結と婚姻経歴，職業，精神疾患を含む健康状態，犯罪歴の有無などの提示を義務付けた。また，2012年には女性家族部令で定めた内容について国際結婚仲介業の運営実態及び利用者の被害事例など，国際結婚の実態調査とその結果の公表を義務付ける項目（第２条２項）を設置することで，国際結婚はようやく監視の対象となった。さらに，１億ウォン以上の資本金登録要件（第24条③）［松本誠一・吉川美華 2014：17-28］を設け安易な開業を規制した。

しかし依然と過度な手数料及び違約金に対する規制の不備や，標準的な約款や契約書が使わ

れていないこと，また当事者についての情報提供，結婚仲介業者の教育が不十分であること，また，婚姻届後に外国人配偶者に対し査証発給がなされなかったり，入国が遅延したりするなどの問題，さらには仲介業者が現地法の規定に違反するなど新たに起きる問題への対応が追い付いていないのが現状である［梨花女子대학교 더법학연구소 2014：88-107］。

また，女性家族部は主要７か国と協議会を構成し2008年12月にフィリピン，2011年２月からはベトナムの韓国公館に国際結婚移民官を派遣し国際的共助体制を構築してきた。しかしながら，実際にハノイ総領事館に派遣された国際結婚移民官が指摘する様に，「書類の偽造や偽装結婚等明らかな証拠がない限り，結婚査証発給を拒否できないことが大変に難しい点であり，法務部では2011年３月から査証移民審査を強化し，査証審査中婚姻の当事者間の健康記録，財政能力，犯罪経歴，結婚経歴などを書類で提出することになっているが，結婚査証発給の拒否に関して具体的な指針がなく，仮に結婚しようとする韓国人の夫が重犯罪（暴力や武器を使用した犯罪）者であっても，領事の審査検討事項であるだけで相手方の女性に対する査証拒否の事由にはならず，特に結婚査証を申請する女性は大部分すでに結婚式を挙げて新婚旅行まで済ませた状態であり，確実な証拠がない以上，査証発給拒否には至らない」（『女性新聞』2011年６月10日）のが現状である(17)。

これに加え，韓国語を駆使し同じ文化背景を持つ中国同胞と異なり東南アジアにおける結婚では，国際結婚仲介業を通じて結婚移民として来た人の大部分は出会ってから結婚，入国までの過程が大変に短い時間で進行されるために，韓国入国後に多くの問題に直面する。その代表的な例が意思疎通，文化的差異，韓国人配偶者とその家族に対する情報不足，経済的な問題，子女養育からくる葛藤，社会的偏見である［이화여자대학교 젠더법학연구소 2014：32］，韓国政府は2007年の在韓外国人処遇基本法制定以降，結婚移民者や多文化家族を対象に他国には無い手厚い対応を開始しており近年，こうした効果が見え始めている。

３－２－３　結婚移民者を取り巻く制度②：国際結婚の手順

さて，韓国において韓国人と外国人の婚姻の成立に関する法律は2001年に制定された国際私法第36条によって①その婚姻の成立は各当事者に関してその本国法に依ること，②婚姻の方式は婚姻挙行地法又は当事者一方の本国法に依るが，大韓民国で婚姻を挙行する場合に当事者の一方が大韓民国の国民である時には大韓民国の法によることが規定されている。また，「在韓外国人処遇基本法（2007）」「多文化家族支援法（2008）」「国籍法（2010）」にそれぞれ規定がある。

具体的な手続き方法は2015年時点で「韓国人と外国人間の国際結婚事務処理指針」（大法院家族関係登録例規，第452号2015年１月８日，2015年２月１日施行）及び，「身分関係を形成する国際身分行為について身分行為の成立要件具備如何の証明手続に関する事務処理指針」（大法院家族関係登録例規第427号，2007年12月10日制定，2015年１月８日改正発令，2015年２月１日施行）に規定されている。ただし，国内で届出る場合と外国で届出る場合とではその方法が異なる。又，韓国では一般の国際結婚とは別途に，中国，ベトナムの手続きを規定している。

一般的には「国際結婚一般国際結婚の成立要件」にある形式的成立要件の手続きに従う。これが，外国人配偶者の本国法での結婚成立要件に従っているかどうかを確認するために一定の書類の提出が必要である。中国人の配偶者の場合は中国法にそった結婚成立要件を満たしているのかを証明することができる書類の提出を求めており，配偶者である中国人が未婚であること，もしくは婚姻の成立要件が備わっていることを証明する書類が求められる（韓国人と外国

人間の結婚婚姻事務処理指針（大法院家族関係登録例規，第452号2015年１月８日発令，2015年２月１日施行）。また，ベトナム人との婚姻の場合はより複雑である。国際結婚は，国際条約で保護下にあり，1999年以降ベトナムは一連の国際結婚関連の法律である「2000年の結婚と家族法」「2005年の民法」を定めている(18)。問題となるのは配偶者の年齢であり，ベトナムの「結婚と家族法」では婚姻年齢を男子満20歳，女子満18歳と規定しており，届出日時点で該当年齢に至っていないベトナム人については父母などが作成した婚姻同意書や承諾書を添付しても婚姻届は受理されないため，韓国とベトナムで錯誤が生じないように規定しているものである（韓国人とベトナム人間の婚姻に関する事務処理指針（大法院家族関係登録例規第351号1012年１月14日発令，2013年１月14日施行）。

海外で結婚手続きを終えた場合でも，韓国の民法による婚姻届を提出しなければ韓国国民の家族関係登録簿に結婚事実が記載されないため，現地での結婚後に改めて二人の結婚が法律上成立したことを証明する書面を添付し，韓国の行政機関に婚姻届を提出することで，ようやく両国での婚姻が認められる。

３－２－４　結婚移民を取り巻く制度③：在留資格の取得

こうした複雑な国内外での婚姻手続きを経た上で在留資格の申請を行うが，近年，韓国では外国人配偶者に対する在留資格申請要件の厳格化が進んでいる。外国人配偶者の在留資格は1993年時点で居住（Ｆ-２）であり居住資格該当者であることを立証する書類及び身元証明書の提出のみであった（出入国管理法施行規則別表５：1993年４月１日施行）。また，1998年６月14日の改正国籍法の施行までは，韓国人の外国人妻は婚姻によって韓国籍を取得することができた(19)。つまりこの時期までは外国人妻の入国も韓国籍を取得することも現在に比べはるかに容易であり，先にもに言及したように中国同胞の偽装結婚が横行した。

これらをうけて，外国人配偶者の在留資格申請要件を強化するための第一段階として国際結婚の対象者が東南アジアへと拡大していく時期である2003年９月24日には結婚証明書，戸籍謄本などの家族関係立証書類，財政立証関連書類，国内配偶者の身元保証書と提出書類の提出を義務づけた。一方で国内に居住する外国人配偶者に対してはそれに先立つ2002年４月には外国人の便益増進するために国内の就業が禁止されていた者に就労が認められ，この延長線上で，居住（Ｆ-２）の資格をもつ韓国人の配偶者または難民と認定された者が国内に在留する間は人道的措置として本人または家族の生計のために就業が必要であると法務部長官が認めた者には単純労務行為を含め就業活動が出来るようになり（出入国管理法施行令第23条第２項），結婚移民者の国内での就労が認められた(20)。

さらに2005年12月　国民基礎生活保障法が改正され，2007年から結婚移民女性を対象とする特例条項が新設されたが，これは配偶者との間に子供がいる場合にのみ該当するものとした。家事能力と出産および養育をどれだけ行っているのかが社会保障はじめその他の権利とリンクするよう制度設計がなされている良い事例である［문경희 , 2006, 88-89］。

国内での外国人配偶者の活動の自由度が増すのとは反対に，2011年３月７日の出入国管理法施行規則の改正では，行政が個人の結婚生活への介入する形で，在留資格取得のために様々な要件が新設された。これはこの前年に起きた入国して間もない20歳のベトナム新婦の韓国人の配偶者による殺害事件が大きく影響している［차용호·나현웅 2013：115］(21)。

まず，第９条の④に結婚同居目的の外国人招請手順項目が新設され，特定地域の配偶者を招請する場合は教育プログラムの受講が義務付けられた。このプログラムは，国際結婚案内プログラムと呼ばれるもので，相対的に離婚率が高く，婚姻後に配偶者の多数が韓国国籍の取得を

望む国家である中国，ベトナム，カンボジア，モンゴル，ウズベキスタン，タイ出身の配偶者と結婚する場合に履修が義務付けられた。但し，外国人配偶者の国家または第三国で留学，派遣勤務などで45日以上継続して在留しながら交際した場合と，外国人配偶者が大韓民国で外国人登録し91日以上合法に在留しながら招請者と交際した場合，さらには配偶者の妊娠，出産，その他人道的な配慮が必要であると認定した場合には免除される。つまり一定期間の交際を経ているか，夫婦として事実上の生活をしている場合は免除される仕組みである。

また，第９条の⑤では申請を受けた在外公館の長は，その結婚の真正性を確認するために当事者に①交際経緯及び婚姻意思の有無，②当事者国の法令による婚姻成立の可否，③最近５年以内に２回以上他の配偶者を招請した事実の有無，④招請人の個人破産，不渡り，裁判所での債務不履行判決などを考慮した家族不要能力の有無，⑤健康状態および犯罪経歴情報等の相互提供の有無の確認ができることを規定し，査証申請時に国際結婚案内プログラムの履修証明書，招請状，全国銀行連合会が発行する招請人の信用情報照会書，国籍国や居住国の管轄期間が発給する婚姻当事者の犯罪経歴に関する証明書，婚姻当事者双方の健康診断書（韓国人の医療法で定めた病院以上の医療機関もしくは地域保健法第７条による保健所が発行する健康診断書および外国人配偶者の国籍国若しくは居住国で通用する健康診断書）の提出を義務付けた。また，招請人である韓国人の住所地を管轄する事務所や出張所と連携し事実確認を行うことができることも規定された。さらに疑義があるために査証が発行されなかった場合は，出産などの事情がある場合を除き，６か月の再考期間後に再申請することを規定した。

厳しい規定を設けたが，施行から３年たった2014年２月28日に条文の見直しをするという条件であった。３年後の2015年６月の改正では所得条件を国民基礎生活保障法の低位所得からさらに中位所得へと強化されている。

さて，この年の11月に外国人配偶者の在留資格について，もう一つ大きな改編があった。2011年11月11日の出入国管理法施行令の改正では新たに結婚移民者の資格が新設されたことである。これまでの居住資格では制限されていた就業を結婚移民者の資格では完全に取り払った。さらにこれまでの①国民の配偶者から，新たに②国民と婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）から出生した子女を養育している父又は母で，法務部長官が認めた者，③国民の配偶者と婚姻した状態で，国内に在留中にその配偶者が死亡するか，失踪，その他本人に責任がない事由で正常な婚姻関係を維持することができないもので法務部長官が認めた者，を加えた。居住資格では最長５年の在留期間を得て，婚姻期間中これを延長していく方々であったが，新設された結婚移民では最長３年と，１度の申請での在留期間は短縮されたが，結婚移民者の新設で離婚後に子供を養育している結婚移民者や，家庭内暴力など韓国人配偶者に帰責事由がある別居などの場合も在留資格を維持できるようになった。また，法務部では訴訟進行中は，相手側の帰責事由を立証するまで一時的に結婚移民者に対する在留を許容している

さらに，２年以上大韓民国に在留すれば永住資格変更申請をすることができることとした。国際結婚では韓国内で２年居住することで韓国人の配偶者は簡易帰化の申請ができるが，元の国籍を継続して維持したい場合は永住を選択する。この場合，永住資格申請時も居住資格の時には出入国管理法上第31条から38条の規定によって外国人登録をした日から５年以上の韓国内での居住が条件となっている，また，居住資格では国立国際教育院が施行する韓国語能力試験２級または社会統合プログラム履修が課せられているが，婚姻関係が継続している結婚移民者は免除される。財政証明の条件上でも例えば居住（Ｆ-２）の資格を持つ中国同胞の場合は年間所得が韓国の前年度一人当たりの国民総所

得（2013年の場合は2559万ウォン）の２倍であるか，海外で年金を受ける60歳以上で，年間の所得が前年度の国民総所得以上，または財産税の納付実績が50万ウォン（2013年の場合住宅公示価格が約２億7200万相当）という条件が課せられている。これが結婚移民者の場合は本人か同居人名義の預貯金3000万以上の残高証明，不動産関連書類，本人か配偶者の在職証明書など収入が有ることを証明する書類のみである。

ただし国民の未成年の外国人子女および永住在留資格を持つ人の配偶者及び未成年の子女は，これまでと同様に居住資格に留まる。結婚移民者の資格は韓国人の配偶者のみに付与された外国人に対する大変に特異な資格といえるのである。

この資格新設で，中国，ベトナム，カンボジア，モンゴル，ウズベキスタン，タイ人の配偶者の結婚移民者の在留資格を受けようとする際の提出書類は従前のままとなったが，それ以外の国家出身の場合は，結婚証明書，戸籍謄本などの家族関係立証書類，財政立証関連書類，国内配偶者の身元保証書のみに簡略化された。

2013年５月31日の出入国管理法施行令の改正では，結婚移民（Ｆ６）在留資格に該当する人の家事手伝いも訪問同居（Ｆ１）在留資格を受けることが可能になった。そのため，結婚移民者が出産のために出身国に帰る必要もなくなり，出身国に住む母親や兄弟を産後の世話のために呼び寄せることが可能になった(22)。

ただしこの後の2013年10月10日の施行規則の改正では，招請人の資格要件，被招請人の資格要件をより厳格化された。そうすることで，結婚移民者の早期定着を図ったのである。具体的には被招請者に法務部長官の定める審査確認基準の基礎水準以上の韓国語の駆使能力条件を課した。併せて招請人に対しては最近５年以内に他の配偶者を招請した事実がないか，また，招請人が国民基礎生活保障法第６条の最低生計費から算出し法務部長官が毎年告示する所得要件を充足しているか，さらに，夫婦が持続的に居住できる住居空間が確保されているか，招請人が国籍法第６条第２項第１号または２号による国籍取得（前婚姻によって簡易帰化した結婚移民者）や国民と婚姻関係で出生した人で法務部長官が認定により永住資格を取得した者の場合３年以上経過しないと結婚移民者を招請できないと規定した。

所得要件については，招請人は外国人配偶者招請状に所得と財産状況を記載し，これを立証することができる資料として，国税庁発給所得関連証明書，不動産登記簿謄本，預金証明書，在職証明書，通帳写本などの諸書類を提出することとされている。結婚同居目的の査証発給に必要な所得要件告示（施行2015.1.12：法務部告示 第2014－563号2014.12.31.）によれば，外国人を結婚同居の目的で招請する人は過去１年間（査証申請日基準）の年間所得（税引き前）が，２人で15,135,091ウォン，３人で19,579,507ウォン，４人で24,023,937ウォン，５人で28,468,368ウォン以上が求められる(23)。また，認定される所得種類は招請人が過去１年間に取得した勤労所得と事業所得（農林水産所得を含む），不動産賃貸所得，利子所得，配当所得，年金所得の合計であり，これ以外は所得算定から除外される。また所得要件を充足できない場合は招請人の財産（預金，保険，証券，債権，不動産など）財産の５％を所得と認定する。ただし財産の安定性の判断，偽造納入の防止などのために，財産は取得日から６か月以上持続して所有しているものに限定し，負債を除外した純財産のみを認定している。例外として，家族の所得と財産が所得要件を充足している場合，招請人と住民登録表上世帯を共にする直系家族の所得または財産が上の基準を充足している場合，過去１年間結婚移民者の韓国内の所得または韓国にある財産が上の基準を充足している場合には招請者と被招請者の間に子供がいる場合は免除される。また住居については考試院(24)，モーテル，ビニールハウスなどはこの要件を満たさないことが明示された。

韓国語駆使要件関連書類とは①教育部所属国立国際教育院が主管する韓国語能力試験（TOPIK）初級１級以上取得②在外公館の長が法務部長官の承認を受け指定する機関で施行する初級水準相当の韓国語教育課程履修を証明し，文化体育部の管轄にある韓国語教育施設である世宗学堂で120時間から150時間の履修を要する水準である［施行 2014.4.1］法務部告示第2014-30号。2013.2.6制定］。招請者と被招請者間の意思疎通が他の言語で可能である場合と，韓国語駆使能力がなくても招請人と結婚移民者間にすでに出生した子女がいる場合は人道的配慮から免除されるシステムである。これらの例外措置からは，韓国社会で適応するための韓国語というよりは，夫婦間の意思疎通のための韓国語という性格がより濃い。結婚移民者の大部分が女性であることを考えると，意思疎通の負担を妻に追わせるという無意識的な韓国における家族関係上のジェンダーバランスが表出されている部分でもあろう。

４　結論

これまで出入国管理法関連の制度の変化から，韓国人と「親密な」関係にある中国・CIS 同胞と結婚移民者という外国人が韓国社会でどのようにコントロールされてきたのか，それらが社会での認識とどのような関係にあるのかを時系列でみてきた。

まず，これらの様相を韓国人あるいはそれと同等の関係にある OECD 加盟国に拠点を置く在外同胞と，移住外国人，という２つの要因との関係から考えてみると理解しやすいであろう。

中国・CIS 同胞は長い東西冷戦を経て突然に韓国社会に姿を現した。当初は居住国と韓国との経済的な格差から韓国人が避ける業種の担い手，不法滞在者や国籍法の死角を利用した偽装結婚移民者など，望まれざる「親密な」関係の「同胞」であった。韓国社会でそうした意識が明確に表れるのが，在外同胞の出入国と法的地位に関する法律における中国・CIS 同胞の恣意的な適用対象からの排除であった。つまり彼らを外国籍同胞ではなく外国人として扱うということが明示されたのである。

こうした韓国社会に対し，自らも同じ同胞であるという中国・CIS 同胞の働きかけは，裁判をとおして，制度上の枠組みで認められるものの，制度運用上（具体的には出入国管理法）では依然として「親密な」関係にある外国人として扱われた。それらは就業管理制，雇用許可制，訪問修業はどれも移住労働者からは優遇されるという立場でありながらも，不法在留が多く発生している，単純労務を行うといった中国・CIS 同胞のイメージから，OECD 加盟国家を拠点とする外国籍同胞とは扱いを違えたことから明らかであろう。具体的には在外同胞（Ｆ-４）資格取得に単純労務を行わないことを誓う書面の提出が付加されたのである。これらの待遇に対する不当性についても「韓国人の雇用保護」，「可変的な社会経済状況などへの考慮」が優先された。

一方で移住労働者との関係からは外国人産業研究生よりは優遇される就業管理制が中国・CIS 同胞だけを対象として新設され，雇用許可制が新設された時には，その中で別途に特別雇用許可制を適用した。不法在留についても支援政策によって再入国における手続き上のペナルティを軽減し，訪問同居（Ｆ-１）の資格から訪問就労（Ｈ-２）の資格を新設することでそれまでの韓国に縁故関係が証明できる者だけが対象となっていた無縁故の同胞の入国も積極的に促進した。しかしながら，政府が中国・CIS 同胞を受容するように見えても，一方で在留期間を調節し，彼らが労働者としていくら韓国社会に貢献しても永住者としては認めないよう制度を設計していた。この時点でも，外国人よりも優遇はされるが，韓国社会に完全に包摂しようという政府の意思は見られない。

こうした対応に変化が見られるのは，2008年の在外同胞（Ｆ-４）資格の中国・CIS 同胞に

対する要件の緩和である。この時初めて政府のほうから，制度を通じての中国・CIS 同胞への歩み寄りが始まったのである。

まず高学歴者や韓国で事業を展開する中国・CIS 同胞に対し在外同胞への資格変更を認めた。以降，要件の規制と緩和を繰り返しながら，単純労務を行う中国・CIS 同胞へも長期勤続や資格の所持を条件にその道を拡大していったのである。そして遂に2015年の改正では，中国・CIS 同胞の在外同胞への資格変更の要件から，彼らが最も多く従事している職業を，単純労務リストから除外したのである。これは，これまでの足枷となっていた職業要件が撤廃され，OECD 加盟国に拠点を置く外国籍同胞とほぼ同様の資格要件が付与されたのと同じである。

さて，同様に結婚移民者についても韓国人と外国人との関係から分析してみよう。

1998年の改正国籍法の施行まで，結婚移民者である妻は韓国人の配偶者として結婚を以って韓国人となった。社会では国際結婚カップルを特別と認識されてはいたものの，制度上は韓国人同士の夫婦とはほとんど変わらなかった。これらの認識は国籍法改正後も農村の独身男性結婚キャンペーンによって仲介業者を通じ嫁いできた結婚移民者が東南アジアから嫁いでくる様になっても状況は変わることが無かった。行政のこうした態度は家族や夫婦単位での結婚移民者への認識の表れであり，同胞でありながら外国人である中国・CIS 同胞とは全く正反対に，外国人でありながら妻であり母であり嫁であるという所から出発している。それ故に，結婚移民者をとりまく家庭内，あるいは地域などでの問題の発覚が遅れたともいえる。

国内の結婚の７件に１件が国際結婚であった2005年のピーク時，家庭内では貧困や家庭内暴力，地域では外国人差別，海外では結婚仲介業者の違法行為や送出国における結婚移民の規制といった問題がすでに山積していた。実際に起きたベトナム人花嫁の夫による殺害事件が起きても行政が行ったのは1999年に自由化された仲介業に関する法律を改編し，結婚仲介業者に特化した制度を新設したに留った。

出入国管理法は2002年には他の外国人に先立ち，結婚移民者に対する国内での就労を認めていたし，2003年には結婚移民者の在留資格取得に書類の負担を増やしており，国際結婚カップルが社会的，経済的な問題を抱えていることを政府が認識していたが，解決は他の韓国人同士の夫婦同様自助努力に委ねられていた。

2007年の在韓外国人処遇基本法の制定で結婚移民者が初めて特別な外国人として規定された。結婚移民者が，韓国人同士の家庭とは異なり，特別な対応や支援を必要とする立場にあるとの認識により2008年の多文化家族基本法が制定され，国内での対応が規定された。ただ，当事者に直接に届く形での結婚移民者への保護と，受け入れ側の条件厳格化に行政が立ち上がったのは，2011年の事であり，夫による20歳のベトナム人花嫁殺害事件の後であった。

出入国管理法施行規則ではまずは結婚移民者を迎える側である韓国人配偶者に対して，特定の国から妻を迎える場合は国際結婚案内プログラム履修の義務化，所得制限の厳格化を図った。また，結婚移民者についてはそれまでの居住（Ｆ-２）から新たに結婚移民者（Ｆ-６）資格が創設された。この資格の新設によって永住資格への要件緩和や離婚後の在留など，結婚移民者が婚姻のカテゴリーから逸脱しても韓国内で在留できる資格も新設した。さらに，結婚移民者に対しては夫婦間の意思疎通という観点から在留資格申請時に韓国語駆使能力を要件に加えた。しかしながら，これは意思疎通の負担を妻に追わせるという無意識的な韓国における家族関係上のジェンダーバランスが政策上に表出した面でしかない。

とはいえ，これら出入国管理法上の変化からは，社会認識だけでなく，制度上でも中国・CIS 同胞は排除の対象から包摂の対象へ，逆に結婚移民者は無条件な家族としての包摂から，個人レベルの包摂へとゆっくりと移行している

ことが知れるのである。外国人の統制に最も効果を有する出入国管理法のこうした改正の過程からは，韓国政府の移民者への対応の変化を通した，広い意味での多文化社会構築への強い意図が見えるのである。

本論文は平成27年度井上円了記念研究助成「アジアにおける国境をまたぐ生活スタイルの研究―東アジア・東南アジア・南アジアの比較を中心に」（研究代表者：松本誠一）の研究成果である。

＜注＞

⑴ 中国同胞の場合は朝鮮語と中国語といった二重言語を教育をとおして習得している過程が注目され，語学教育という点からも研究がなされた。

⑵ 彼女らの賃金労働への参入には多文化家族支援センターなど，政府支援機関を通じた通翻訳や言語講師，多文化講師などへ誘導され短期の契約職であるのに対し，こうしたセンターの利用の少ない中国同胞は旅行・保険・自営業など中国同胞コミュニティ内での活動が中心であり，双方とも出身国での就労経験を生かすことができないと指摘されている。

⑶ 長期在留の外国人数は1990年12月31日の時点で49,519名に過ぎなかった。（『1991出入国統計年報』

⑷ この改正以降，市町村へ外国人登録をしている外国人を登録外国人と呼ぶようになった。

⑸ 例えば「結婚移民者」は2006年４月に政府が女性結婚移民者家族の社会統合支援を採択して以来使用されている用語であり［정도희 2012：33］，在外同胞については在外同胞の出入国と法的地位に関する法律の定義では在外国民と外国籍同胞の総称として定義されているが，一般の会話や研究発表の場などでは外国籍同胞，特に中国同胞を名指している場合が少なくない。

⑹ ［憲法不合致］在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第２条第２号違憲確認，헌재 2001. 11. 29. 99헌마494, 판례집 13-2, 714-715。

⑺ 職業安定法第４条第１号の規定に基づき職業安定機関に外国人労働者雇用前の14日間は韓国人労働者の求人活動を必須とすることなどを規定することで，韓国人労働者の雇用を保護するものである。

⑻ 韓国では長期入院患者の家族が患者に付き添えない場合，「看病人」と呼ばれる病人を介助する人を雇う。「看病人」は患者の身の回りの世話や病院内での患者の移動などを行う。ここでは病人介護とした。

⑼ 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第３条等違憲訴願」2012헌바412・2012헌바412, 헌재 2014. 4. 24.

⑽ まだ国交樹立前であったため，中国同胞らは中国から香港へ向かい，香港駐在韓国領事館で韓国渡航証明書の発給を受けた後，入国する手順を取っていた。

⑾ 第256回第10次環境労働委員会会議録，2005年11月24日：45。

⑿ 技術・技能資格証の種類及び賃金の基準は法務部長官が関係中央行政機関の長と協議して定めることとしており，技能資格には洗濯，美容，製パン，電気，情報処理，金属材建具などがあり，この内筆記試験がなく一度の実技試験のみで技能士の資格がもらえる金属材建具技能士は2014年にこの対象から除外された。

⒀ こうした「多文化」の使用が学術的用語上も混乱を招いている。

⒁ しかしながらこうした高額の仲介料の経費が，受け入れ側に妻を迎えるのにかかったコストとして認識されている。

⒂ 国際結婚仲介業者チョンチヨンの国際ウェディングのホームページを参照した。（参照日は2015年８月25日）
전지연의 국제웨딩 http://gogumaweb.com/work/wedding/pages_tab.php?id=43#content-tab-1-2

⒃ さまざまな問題を引き起こしたもっとも典型的なケースとして韓国で認識されているのが，ベトナムから来た結婚移民者ファンマイ殺人事

件である。ファンマイは2007年１月結婚仲介業者の紹介で建設日雇い勤務のチャン氏（46）に会い，結婚し，５月16日に韓国に入国した。結婚仲介業者と夫が言っていたのとは異なり，27歳年上の夫は一定の職業がなく家もなく，夫婦は賃料が月18万ウォンの地下の部屋で結婚生活を開始した。夫はフアンマイの外出を許さず，韓国語の学校に通いたいといった希望も黙殺した。ひと月後フアンマイが帰国したいといったところ，夫は無慈悲な暴行を加えた。フアンマイの夫は捜査過程で，お金をかけて妻を連れてきたのにすぐに帰りたいというのでぶったと陳述した。

大田高等法院2008年１月23日　宣告2007노425殺人判決は国際結婚情報業者に1000万ウォンを支給し，19歳のベトナム人女性フアンマイと結婚したのち言語による意思疎通が困難などの理由から結婚生活がうまくいかず妻がベトナムへ帰国しようとすると結婚詐欺であると考え妻を殺害した夫に懲役12年を宣告した。

⑰ （本引用2015年10月８日）http://www.womennews.co.kr/news/view.asp?num=49753

⑱ ［15］ Do Thi Mai Hanh, International Marriages in Vietnam: Issues and Suggested Solutions. IOM Migration Research & Training Center. (2013).

⑲ ただし，６ヶ月以内の妻の元の国籍の喪失が条件である。

⑳ これは発展国出身の配偶者が結婚仲介業者をとおして韓国人配偶者の所得を確認する際に，韓国の物価などを周知していないため，額面だけを見て居住国の物価から生活をイメージして結婚するが，実際に韓国で生活してみると，配偶者の所得では出身国で暮らす家族への送金はおろか，生活するのが精一杯になり，離婚に至るケースが増加したことから，居住査証には認めていない就労を許可したといわれている。また，当初は結婚移民者の権益増進が目的であったが，これを悪用し，配偶者が結婚移民者に労働を強要するなどの事例も表れた。（2015年９月17日　移住女性人権センター한국염代表）

㉑ 先の2007年とは別に起きた殺人事件である。この事件が衝撃的であったのは，47歳の夫と20歳の妻といった年齢差と，夫が精神疾患を持っていたことである。

㉒ しかしながら，実際には結婚移民者の出産の手助けに来た母親は入国後，不法に労働するケースが多いとのことである。

㉓ 2015年６月以降は国民基礎生活保障法第２条11号による中位所得へと基準が変更された。

㉔ 考試院とはそもそもは公務員試験などの受験のための勉強部屋として想定された貸し部屋であるが，初期費用の保証金や不動産仲介手数の必要がなく，月々の家賃だけで居住できるため，実際には基礎生活需給者（日本でいう生活保護のようなもの）や日雇い労働などが利用している。

参考文献

（反切表順）

김면 2014「국내 거주 조선족의 정체성변용과 생활민속의 타자성 연구」『통일인문학』58건국대학교 인문학연구원, 5-33

김명희 2015「사회재생산적 관점에서 베트남의 국제결혼이주사례분석과 정책적 제언」『Asia-pacific Journal of Multimedia Services Convergent with Art, Humanities, and Sociology』Vol.５, No.４,

김연수 2013「여성결혼이민자의 문화적응 영향요인 연구：서울・경기 및 충청지역을 중심으로」『보건사회연구』33（４）한국보건사회연구원, 5-3

김진수 1994「외국인 근로자에 대한 정책적 대응방안」『보건사회연구 14(１）한국보건사회연구원, 126-152

김혜진 1992「불법취업 외국인 노동자 문제의 현황과 올바른 대응방향」『정세연구』39 민족민주운동연구소, 113-126

（社）茶山経済研究院 2012『외국인 근로자 증가로 인한 사회적 문제에 대한 조사분석』韓国産業人

力公団
서정경 2014「중국동포의 귀환과 한국사회의 과제 : '중국의 조선족'과 '한국의 중국동포'를 넘어」『디아스포라연구』8 (1) 전남대학교 세계한상문화연구단 , 71-94
설동훈 1992「국제 노동력 이동과 한국내 외국인 노동자」『사회와역사』37, 한국사회사학회 , 231-325
설동훈외 2005『国際結婚　移住女性　実態調査 및 保健福祉　支援法案』(保健福祉研究報告書) 未来人力研究院
東亜日報 2006『新東亜』10.01 通巻565 호
유길상 , 이규용 2001『외국인근로자의 고용실태와 정책과제』韓国労働研究院
윤황 , 김해란 2011「한국거주 조선족 이주노동자들의 법적·경제적 사회지위 연구」『디아스포라연구』5 (1), 전남대학교 세계한상문화연구단 , 37-60
이규용 , 박성재 , 강혜정 2011『결혼이민자 가정과 노동시장 통합』한국노동연구원
이유미 2012「여성 결혼이민자 부부 의사소통 특징 연구」『다문화콘텐츠연구』12, 중앙대학교 문화콘텐츠기술연구원 , 187-202
이정은 2012「'외국인'과 '동포' 사이의 성원권 : 재한조선족 사회의 지위분화에 따른 성원권 획득 전략」『경제와사회』96 비판사회학회 , 402-429
이혜경 1994「외국인 노동자 고용에 관한 연구 : 국내 노동시장에 미치는 영향」『한국사회학』28, 한국사회학회 89-113
이혜경 2005「혼인이주와 혼인이주 가정의 문제와 대응」『한국인구학』제28권 제1호 , 73-106
이혜경 2008「한국 이민정책의 수렴현상 : 확대와 포섭의 방향으로」『한국사회학』42 (2), 한국사회학회 , 104-137
이해응 2014「결혼이주여성의 본국 / 한국 노동경험에 관한 연구」『이화젠더법학』6 (2), 이화여자대학교 젠더법학연구소 , 1-24
2006.10.01 통권 565 호 , 400-410
이호경 2010「정부의 '여성결혼이민자 가족' 지원 대책 현황과 문제점 : 여성이민자가족의 사회통합지원 대책을 중심으로」『다문화콘텐츠연구』9 중앙대학교 문화콘텐츠기술연구원 , 187-207
이화여자대학교 젠더법학연구소 2014『결혼중개업 법 . 제도에　대한　사회통합적 개선방안 연구』여성가족부
정도희 2012「한국의 결혼이주여성 인권보호를 위한 제언」『법학연구』제15집 제 2 호 , 인하대학 법학연구소
정성미 2010「여성결혼이민자들의 자녀교육 참여를 위한 의사소통적 접근」『다문화콘텐츠연구』10중앙대학교 문화콘텐츠기술연구원 , 115-134
전경미 , 장영신 2013「여성결혼이민자의 취업지원 프로그램 요구 분석 : 다문화강사양성과정을 중심으로」『문화교류연구』2 (3), 한국국제문화교류학회 , 43-67
鄭印燮 1990「在韓外國人의 法的地位」『국제법학회논총』35 (1), 대한국제법학회 , 203-231
조병철 1997「한국의 외국인 노동자 문제에 관한 사회과 경제 교육 방안」『사회과교육학연구』1, 한국사회과교육연구학회 , 196-217
조성호 2015「여성결혼이민자의 고용과 정책적 시사점」『노동정책연구』 15 (2) 한국노동연구원 , 25-55
차용호 , 나현웅 2013「결혼이민 (F-6) 사증 발급기준 개선방안」『다문화사회연구』제6권 2호
최서리 , 이창원 2014『중국동포의 국내 취업현황 분석 : 방문취업자와 영주 · 귀화자 비교』IOM 移民政策研究院
최호림 2015 "韓国多文化 社会의 進展과 東아시아의 移住 : 現況과 争点"『東北亜文化研究』, 第42輯

日本語文献

吉川美華 2015「国境を越えた人々と法－韓国政府の新たな統合戦略」『韓国朝鮮の文化と社会』韓国朝鮮文化研究会, 第14号, 33-84

参考資料

『出入国統計年報』各年　法務部
『憲法裁判所判例集』各号　憲法裁判所

韓国における出入国管理法関連法令の改正と移住外国人の在留資格 ――中国・CIS 同胞と結婚移民者を中心に――

松本誠一・吉川美華『韓国移民関連法令集』東洋
大学アジア文化研究所 2014

その他

전지연의국제웨딩
http://gogumaweb.com/work/wedding/pages_
tab.php?id=43#content-tab-1-2
『女性新聞』http://www.womennews.co.kr/news/
view.asp?num=49753

（客員研究員　沖縄大学地域文化研究所特別研究員）